

原議保存期間	5年(令和2年3月31日まで)
有効期間	一種(令和2年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第216号
令和6年10月22日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

再試験の実施要領について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第100条の2に基づく再試験については、「再試験の実務要領について」(令和元年11月29日付け警察庁丁運発第173号)により運用してきたところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第60号)の施行に伴い所要の改正を行い、令和7年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は同日をもって廃止する。

記

1 再試験の内容等

(1) 学科再試験

「学科試験の出題形式、出題範囲及び出題基準等について(通達)」(令和5年3月30日付け警察庁丁運発第46号)により示された基準に準じて実施すること。

(2) 技能再試験

ア 実施基準

「運転免許技能試験実施基準について(通達)」(令和6年10月22日付け警察庁丙運発第23号)により示された基準に準じて実施すること。

なお、技能再試験において使用する試験用自動車の基準は、同実施基準の別添4「試験用自動車基準」を準用することとする。

イ 減点適用基準

「運転免許技能試験に係る採点基準の運用の標準について(通達)」(令和6年10月22日付け警察庁丁運発第215号)により示された基準に準じて実施すること。

2 再試験の通知等

(1) 再試験通知書等の記載要領

再試験通知は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第17の2の2により行うこととするが、同様式中の「再試験を行う理由」の欄の記載要領は次によるものとする。

※ 例1 （道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第36条の理由による再試験通知の場合）

再試験を行う理由	違反事項（○年○月○日）により免許取得後の合計点数が○点に達したため。（令第36条）
----------	--

※ 例2（令第37条の3の理由による再試験通知の場合）

再試験を行う理由	違反事項（○年○月○日）により初心運転者講習終了後の合計点数が○点に達したため。（令第37条の3）
----------	---

また、府令別記様式第17の4の「試験移送通知書」中の「再試験を行う理由」の欄の記載についても同様とする。

(2) 試験移送通知書の送付

試験移送通知書の送付については、原則として書留郵便により行うこと。

試験移送通知書を送付する時点において、既に基準該当初心運転者に対し再試験に係る通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄に

「○年○月○日 再試験通知発送済」

と記載すること。

3 再試験受験申込書の受理等

(1) 一般受験者との区別

従来からの免許試験及び再試験の申請受理に当たっては、受験者が誤った試験を受験しないよう、窓口等での確認、教示等を徹底し、無用の混乱が生じないように配慮すること。

(2) 記載内容等の確認

再試験受験申込書の受理に当たっては、再試験通知書及び運転免許証等の記載内容並びに顔写真等を確認し、不正受験の防止に努めること。

(3) 「やむを得ない理由」のあることを証するに足る書類

再試験の通知を受けた者で、法第100条の2第5項の政令で定める「やむを得ない理由」のある者については、これを証明する書類を添付しなければならないこととされている（府令第28条の4第3項）が、その書類としては、

ア パスポート（海外旅行の場合）

イ 医師の診断書（病気又は負傷の場合）

ウ 在監証明書（法令の規定による身体の自由の拘束の場合）
等があげられる。

しかし、これらの書類は、特に公的機関の証明書による必要はなく、また、免許の効力が停止されていたことの確認や公的機関への電話照会等により容易にその事実が確認できた場合は、必ずしも「やむを得ない理由」に係る書類の提出がなくても申込みを受理すること。

この場合においては、その確認手段等について、報告書等により経緯等を明らかにしておくこと。

4 再試験の実施等

(1) 試験の日時等の指定

再試験は、現行の運転免許試験に準じて行うこととされているが、一般的に大量の受験者を取り扱うこととなる場合など、事務の遂行上やむを得ない場合に限り、再試験の日時及び場所を指定することによる運用も可能である。

この場合において、受験ができない期間は令第37条の4第7号に規定する「事情」が存したものとする。

ただし、学科再試験及び技能再試験は、天候の激変、受験者の急病等真にやむを得ない場合を除き、可能な限り同一日に実施すること。

(2) 再試験の順序

再試験についても、学科再試験を先に実施し、学科再試験合格者に対してのみ技能再試験を受験させること（府令第28条の2において準用する府令第26条）。

(3) 学科再試験の実施

学科再試験についても、現行の運転免許試験に準じて行うこととされているが、受験票、受験番号、答案（回答）用紙及び机の配置等により、他の受験者と区分できるよう配慮すること。

(4) 学科再試験の採点及び合否

学科再試験における採点及び合格発表についても、他の受験者と区分できるよう配慮すること。

(5) 技能再試験の実施

準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る技能再試験は、学科再試験の合格者に対して行うこととなるが、運用上次の点に留意すること。

ア 試験車両

1 (2) アにかかわらず、運転することができる中型自動車が車両総重

量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限られている中型自動車免許又は運転することができる準中型自動車が車両総重量5,000キログラム未満、最大積載量3,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の準中型自動車に限られている準中型自動車免許を受けている者に対する技能再試験において使用する車両は、いずれも普通免許に係る技能再試験の試験車両を用いること。

イ 身体障害者の取扱い

身体の障害等の理由で車両の改造がなされ、その改造に係る免許条件を付されている免許を有する者に対する技能再試験については、原則として受験者の持込車両によって行うこと。

5 再試験不合格者に対する措置

(1) 運転免許証の返納

再試験不合格者に対しては、すみやかに不合格の旨を告知するとともに、府令別記様式第19の3の4に定める「運転免許取消処分書」により、運転免許証を返納させること。

(2) 併記免許保有者の取扱い

併記免許を有している者については、免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証のそれと同一のものとして、新たに運転免許証を作成し、これを交付すること。

この場合は、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。

なお、再試験不合格者の併記免許にかかる運転免許証については、即日交付を原則とするが、出張試験等の理由により、これが不可能な場合には、旧免許証に穴をあける等外観上明白な措置を施した上、備考欄に

再試験手読中 令和○年○月○日まで有効 令和○年○月○日○○公委
--

と押印し、当該運転免許証と引換又は郵送によりこれを交付すること。